

ほんじょう 水だより

目次

- 家庭でできる災害対策…………… P 1
- 熱中症予防行動…………… P 2
- 下水道課からのお知らせ…………… P 3
- 水道課からのお知らせ…………… P 4

編集・発行／本庄市上下水道部

家庭でできる災害対策

飲料水の備蓄について

家庭で備蓄する目安は、1人1日あたり3リットルで最低3日分です。できれば一週間分備蓄しましょう。



地震、台風等、大規模な災害が発生した場合には、浄水場、配水施設等の損壊により、水道水の供給が困難となり、広域的な断水になる恐れがあります。水道事業者として早期復旧に努めますが、破損状況によって復旧に時間を要します。このような場合を想定し、非常用飲料水を備蓄する習慣をつけましょう。家庭での備蓄方法としては、日常的に非常食を消費しながら、足りなくなった分を補充していくことで、常に一定量を家庭に備蓄しておく、ローリングストック法がおすすめです。

水道水を備蓄する場合

- 1.水道水を密閉できる容器（ペットボトル等）に空気が入らないように口一杯まで入れて蓋をします。
- 2.直射日光があたらない涼しい場所で保管します。
保存期間は3日程度です。
- 3.3日過ぎたら新しい水と交換しましょう。

※水道水は塩素消毒されており、この消毒効果は時間の経過とともに弱まります。飲料水として保存する場合には、保存期間と保存場所に注意してください。

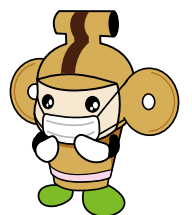
※保存期間は目安です。



ローリングストック法

避難時の感染症対策

日頃から、マスクやタオル等、避難生活に必要なと思われるものを備蓄しておきましょう。



災害が発生し、避難先において、断水等の影響から、手指の流水洗浄が十分にできない可能性や物資が不足することが十分に考えられます。本庄市では、避難所における感染症対策に努めますが、避難する際には、水、食料等の一般的な災害備蓄品のほかにマスク、消毒液、体温計等、可能な限り準備をお願いします。また、ご自宅の安全が確保できる場合は在宅避難や、親戚や知人宅等が安全な場合はそちらへの避難をあらかじめ検討しておくことも大切です。

熱中症予防行動

新型コロナウイルスの出現に伴い、今夏は、これまでとは異なる生活環境下であることから、夏を乗り切るために必要な熱中症予防行動について環境省と厚生労働省より啓発資料が公開されています。本庄市では、安全で安心な水道水をお届けしておりますので、のどが渇く前のこまめな水分補給をお願いします。



令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

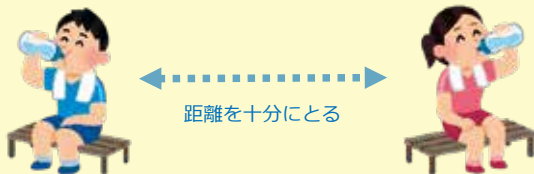
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



新型コロナウイルス感染症に関する情報:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

熱中症に関する詳しい情報: <https://www.wbgt.env.go.jp/>



下水道課からのお知らせ

公共下水道への接続をお願いします！

公共下水道が利用できる区域にお住まいで、未接続の方は、できるだけ早く公共下水道への接続をお願いします。

公共下水道へ接続すると家の周りの側溝等に汚水が流れないので、悪臭がなくなり、清潔で快適な生活環境が確保されます。また、公共下水道に流された汚水は、下水処理場で適正に処理され、きれいな水になって放流されるため、川や海の水質保全の役割を果たしています。

接続工事には費用がかかることもあり、それぞれのご家庭の事情もあると思われませんが、公共下水道の役割をご理解いただき、できるだけ早い接続をお願いいたします。



本庄市デザインマンホール

公共下水道に接続するまでの流れ

①接続工事は本庄市指定下水道工事店に依頼してください。数社から見積もりを出してもらい検討することをおすすめします。（見積もりは有料の場合もあります。必ず確認してください。）



②依頼する工事店が決まりましたら、設計や見積書等をよく確認し、お互いに納得したうえで契約をしてください。



③工事を施工して公共下水道へ接続してください。工事はトイレや台所、浴室などの排水口と、下水本管を結ぶ取付管までをつなぐものです。



④接続工事が完了しましたら、工事が適正に行われたか確認するため、本庄市職員が検査に伺います。

本庄市指定下水道工事店の一覧表は、本庄市ホームページのほか、下水道課（市役所2階）でもご覧になれます。



公共下水道の利用区域が拡大しました

令和2年7月1日から次の地域で公共下水道が利用できるようになりました。詳しくは本庄市ホームページをご覧ください。また、対象地域の方には令和3年度に下水道事業受益者負担金が賦課されますので、ご承知おきください。

- 小島6丁目の一部
- 千代田3丁目の一部
- 西富田の一部
- 台町の一部
- 児玉町児玉の一部



水道課からのお知らせ

指定給水装置工事事業者制度に更新制が導入されました

指定給水装置工事事業者とは、給水装置（水道の配水管から屋内の蛇口までの装置）の工事を行うために必要な一定の資格を有し、本庄市から指定を受けた事業者です。給水装置の工事は、この指定給水装置工事事業者でなければ行うことができません。本庄市では、令和元年10月1日の改正水道法の施行に伴い、指定給水装置工事事業者制度の指定について、5年ごとの更新制を導入しました。

更新制の目的

指定給水装置工事事業者の資質の維持向上を図り、**お客様の安心安全とトラブルの防止**に資することを目的としています。

更新制を導入したことで、水道使用者の皆さまに何かお願いするということはありません。

安心して、工事をお任せください！



PayB(ペイビー)でのお支払いが可能になりました

本庄市では、令和2年5月1日からPayBによる水道料金・下水道使用料・農業集落排水使用料のお支払いができるようになりました。

PayB(ペイビー)とは

専用の無料アプリ（PayB(※₁)）をダウンロードし、納付書（※₂）に印刷されているバーコードをスマートフォンやタブレット端末のカメラ機能で読み取ることで、PayBに対応する金融機関の預貯金口座から即時納付できるサービスです。

※₂以下の場合はお取り扱いできません。

- ・納付書にバーコードのないもの
- ・バーコードが読み取れないもの
- ・コンビニ利用期限を過ぎたもの
- ・1枚の納付書の金額が30万円を超えるもの

ご利用方法

- 1.専用アプリをダウンロードします。
- 2.アプリを起動し、使用者情報やご利用銀行口座、パスワード等を登録します。
- 3.納付書のバーコードを読み取ります。
- 4.読み取り内容を確認の上、事前登録したパスワードを入力すると決済が完了します。

※₁アプリのダウンロードや利用時にかかる通信料はお客様の負担となりますので、ご注意ください。

詳しくは、「PayB」で検索！

PayB

検索



水道・下水道に関するお問い合わせ

■水道の使用・休止の届出、メーター検針、水道料金・下水道使用料に関するお問い合わせは

住所 本庄市千代田3-4-5(水道庁舎)

電話 0495-22-2151(水道課) F A X 0495-22-2153

■下水道の使用に関するお問い合わせは

住所 本庄市本庄3-5-3(本庄市役所)

電話 0495-25-1146(下水道課) F A X 0495-25-1145

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日及び12月29日～1月3日はお休みです。

市役所・水道庁舎案内図

